

# 令和6年度集団指導資料

令和7年度運営指導計画  
運営指導における指摘事項等：共通

浜田地区広域行政組合 介護保険課

令和7年3月12日

# 目次

I	令和7年度運営指導計画	・ ・ ・	1
II	運営指導における指導事項等	・ ・ ・	7

# I 令和7年度指導計画

## 1 指導の目的

介護保険法第23条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者、指定（介護予防）地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して、介護給付等に係るサービスの質の確保と向上及び介護給付等の適正化を図ることを目的とします。

## 2 指導の方針

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護サービス事業者等の支援を基本として、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを指導方針とします。

## 3 指導の形態

### (1) 運営指導

- ・原則、実地において、関係書類を閲覧し、かつ、面談等の方法で実施します。
- ・居宅系サービス（居宅介護支援事業者を含む。）は概ね5年に1回、施設系サービスは概ね3年に1回実施します。なお、新規開設の事業所は開設後1年を目途に実施します。
- ・指導実施日の概ね1ヶ月前までに文書により通知します。

※運営指導の際、著しい運営基準違反や利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求に不正が確認された場合には監査に変更して実施します。

### (2) 集団指導

- ・講習等の方法により合同で実施します。
- ・指導実施日の概ね2ヶ月前までに文書により通知します。

## 4 令和7年度 運営指導予定事業所及び指定更新事業所

## (1) 指定居宅介護支援事業所

(運営指導：7事業所

指定更新：9事業所)

	事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
1	ケアプランやまもも	○	—	
2	偕生園居宅介護支援事業所	○	○	令和 8年 3月31日
3	みんなの家居宅介護支援事業所	○	○	令和 7年 8月31日
4	有限会社 長寿の里	○	○	令和 8年 3月 3日
5	ケアプランセンター 心の里 はるにれ	○	—	
6	青山介護支援事業所	○	○	令和 8年 3月31日
7	桜寿園ケアプランセンター	○	○	令和 8年 3月31日
8	ケアプランせいわ	—	○	令和 8年 3月31日
9	緑ヶ丘居宅介護支援事業所	—	○	令和 8年 3月31日
10	旭・やすらぎの郷	—	○	令和 8年 3月31日
11	済生会居宅介護支援事業所	—	○	令和 8年 3月31日

## (2) 指定（介護予防）地域密着型サービス事業所

（運営指導：22事業所

指定更新：12事業所）

	事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
1	定巡ほっと・くるくる	○	—	
2	24時間安心ハート	○	—	
3	茶話本舗花のある家黒川邸	○	—	
4	そうえんデイサービス熱田店	○	○	令和 7年12月 4日
5	あさひデイサービス	○	○	令和 7年 5月31日
6	いきいきプラス三隅店	○	—	
7	陽光苑デイサービスセンター	○	○	令和 8年 3月31日
8	集いの家 あかり	○	—	
9	小規模多機能型居宅介護 合歓の丘	○	—	
10	グループホームはまぼうふう	○	—	
11	グループホームひなたぼっこ・相生	○	—	
12	グループホームみんなの家	○	○	令和 7年 8月 7日

	事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
13	グループホームみかわ	○	—	
14	グループホーム美川の郷	○	—	
15	グループホームさくら	○	—	
16	グループホームふじいさんち	○	—	
17	グループホームゆうな	○	—	
18	グループホームひのき嘉久志	○	○	令和 7年11月30日
19	グループホームひのき	○	—	
20	グループホームモモ	○	—	
21	特別養護老人ホーム福寿草	○	—	
22	地域密着型特別養護老人ホーム故郷-敬川	○	—	
23	いろいろホームゆったり	—	○	令和 7年 4月21日
24	そうえんデイサービス	—	○	令和 7年 5月12日
25	看多機ほっとの家・港町	—	○	令和 7年 5月19日
26	デイサービス 和乃家	—	○	令和 7年10月31日

	事業所名	運営指導	指定更新	指定有効期間満了日
27	小規模多機能型居宅介護事業所「あいおいの家」	—	○	令和 7年10月31日
28	デイサービスセンター絆	—	○	令和 7年11月 9日
29	陽光苑グループホーム	—	○	令和 8年 3月31日

※令和7年度に運営指導を予定している事業所は、「運営指導」欄に「○」で示しています。  
「—」の事業所は令和7年度の運営指導対象外です。

※「指定有効期間満了日」に記載のある事業所は、令和7年度中に指定更新が必要となりますので手続の準備をお願いします（有効期間満了日の概ね2月前までに文書でお知らせします）。

## Ⅱ 運営指導における指導事項等

令和6年度に実施した運営指導において指導した事項について解説をします。  
運営指導が実施されなかった事業所においても確認のうえ、今後の参考としてください。

## (1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・重要事項説明書に記載しなければならない項目が記載されていない事例があった。

事業者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

- ・「運営規程の概要」については、サービスごとに異なります。基準をご確認ください。
- ・「提供するサービスの第三者評価の実施状況」については、実施していない場合であっても、実施していない旨の記載が必要となります。また、「指定居宅介護支援」「指定介護予防支援」を除きます。

## (2) 運営規程

- ・「その他の費用の額」を徴収しているものの、規定されていない事例があった。
- ・「虐待の防止の措置に関する事項」が規定されていない、または記載が不十分な事例があった。

事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

- ・「運営規程」に定めなければならない事項については、サービスごとに異なります。基準をご確認ください。
- ・「虐待の防止の措置に関する事項」については、令和6年4月1日から定めることが義務となりました。

### (3) サービスの基本取扱方針

- ・ 提供するサービスの質の評価が実施されていることが確認できない事例があった。

事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、（それらの結果を公表し、）常にその改善を図らなければなりません。

- ・ 基準の遵守状況の確認ではなく、サービスの質の改善に資する取り組みの実装が必要です。
- ・ 結果の公表は「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「指定小規模多機能型居宅介護」「指定認知症対応型共同生活介護」「看護小規模多機能型居宅介護」が対象となります。
- ・ 「指定認知症対応型共同生活介護」については自ら提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価について、外部の者による評価または運営推進介護における評価を受けて、その結果を公表しなければなりません。

## (4) 勤務体制の確保等

- ・ 月ごとの勤務表が作成されていない事例があった。
- ・ 月ごとの勤務表において、従業員の常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が明確となっていない事例があった。
- ・ 従業員の日々の勤務時間が明確となっていない事例があった。

事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

- ・ 予定及び実績の勤務表を作成のうえ、基準を満たす人員配置であることを確認してください。

## (5) 業務継続計画の策定等

- ・業務継続計画が策定されているものの、計画の内容が不十分な事例があった。
- ・研修及び訓練を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しなければなりません。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

- ・「定期的」とは、居宅系サービス（「居宅介護支援」を含む。）にあつては「年1回以上」、施設・入居系サービスは「年2回以上」となります。
- ・業務継続計画を策定していない場合、報酬が減算となります。

## (6) 衛生管理等（感染症の予防及びまん延防止）

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知したことが確認できない事例があった。
- ・ 研修及び訓練を実施したこと又は実施する予定が確認できない事例があった。

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければなりません。

- ・ 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」をおおむね6月に1回以上（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は3月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための「指針」を整備すること。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための「研修」及び「訓練」を定期的実施すること。

・ 定期的とは、居宅系サービス（「居宅介護支援」を含む。）にあっては「年1回以上」、施設・入居系サービスは「年2回以上」となります。

## (7) 掲示

- ・ 掲示されている重要事項の内容に漏れがある事例があった。
- ・ 掲示されている重要事項が最新のものでない事例があった。

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。なお、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。

- ・ 令和7年4月1日からは、重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載しなければなりません。

### 【介護サービス情報公表システムに掲載する場合】

「介護サービス情報報告システム」にログイン ⇒ 「手順3 事業所の特色」

⇒ 「法令・通知等で「書面掲示」を求められている事項の一覧」

⇒ 「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）にアップロード

## (7) 虐待の防止

- ・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の結果を従業者に周知したことが確認できない事例があった。
- ・「虐待の防止のための指針」は整備されているものの、指針に盛り込まれていない項目がある事例があった。
- ・「虐待の防止の措置を適切に実施するための担当者」が明確でない事例があった。

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければなりません。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 【虐待の防止ための指針に盛り込むこととする項目】

- |                             |                         |
|-----------------------------|-------------------------|
| イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方    | ハ 成年後見制度の利用支援に関する事項     |
| ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 | ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項    |
| ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針     | チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |
| ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針   | リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項  |
| ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  |                         |

- ・上記(1)～(4)の措置を講じていない場合、報酬が減算となります。